

## 平成28年1月1日施行・県民税配当割の改正Q&A

平成28年1月

埼玉県・自動車税事務所

**Q 1** 私募債を発行しています。平成28年1月1日以降の取扱いはどうなりますか。

A 1

○平成27年12月31日以前に発行された私募債について

「特定公社債」に該当しますので、利子の支払いを受ける個人の住所地の都道府県別に配当割で申告納入してください。

○平成28年1月1日以降に発行された私募債について

「一般公社債」に該当しますので、利子の支払いをする営業所の所在地の都道府県に利子割で申告納入してください。

※私募債は、発行主体、発行時期、利子等を受け取る者によって、申告税目と申告納入先が異なりますので注意してください。詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

**Q 2** 特定公社債に係る配当割の申告をしたいが、納入申告書はどこで入手できますか。

A 2 埼玉県自動車税事務所に所定の様式がありますので、諸税担当(電話 048-658-0235)へお問い合わせください。

また、埼玉県に申告納入される場合は、こちらからも様式をダウンロードすることができます。

埼玉県HP > 総合トップ > くらし・環境 > 税金 > 申請・手続き

> 各種申請申告様式のダウンロード

> 県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式 > [県民税配当割納入申告書](#)

**Q 3** 特定公社債の納入申告書の書き方を教えてほしい。

A 3 県民税配当割納入申告書の記載例については、[こちら](#)をご覧ください。

**Q 4** 国債などの利子は配当割に該当しますか。

A 4 該当します。国債は「特定公社債」に区分されます。

**Q 5** 国債などの他、配当割になる金融商品はどのようなものがありますか。

A 5 国債、地方債、公募公社債などの利子の他、公募で行われる投資信託(株式投資信託、公社債投資信託いずれも公募されるものは該当)の収益の分配が該当します。

Q 6 平成28年1月支払分以降、配当割の納入申告書は変わりますか。

A 6 様式が変更となります。ただし、変更になるのは金融商品の変更に伴うものであり、申告納入の方法は今までと変わりません。

Q 7 他県へ納付すべき金額を誤って埼玉県へ納付しました。更正の請求はどうすればよいですか。

A 7 誤って納付したことがわかる計算書類を添付して、自動車税事務所へ更正請求書を提出してください。

更正の請求書の様式はこちらへ

埼玉県HP>総合トップ>暮らし・環境>税金>申請・手続き>

各種申請申告様式のダウンロード

>県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式>[県税の更正請求書](#)

Q 8 配当割で申告納入すべきものを利子割で申告納入してしまいました。どうすればよいですか。

A 8 正しい税目である配当割で申告納入してください。

利子割については、金融商品の内容がわかる資料を添付して、更正請求書を提出してください。

様式についてはこちら

埼玉県HP>総合トップ>暮らし・環境>税金>申請・手続き>

各種申請申告様式のダウンロード>

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式>[県税の更正請求書](#)

Q 9 配当割で申告納入すべきものを利子割で申告納入した場合、どのような問題がありますか。

A 9 配当割は「過誤納」となり還付されますが、利子割は申告がないため、期限後申告となった場合は、不申告加算金・延滞金がかかります。

申告税目の誤りによって、加算金・延滞金などの不利益が生じますので、くれぐれも誤りのないように申告納入をお願いします。

#### 【お問い合わせ先・提出先】

埼玉県自動車税事務所 諸税担当

〒330-0844

さいたま市大宮区下町3-8-3

電話 048-658-0235